

## 企業立地等促進条例 申請チェックリスト

### 高石市企業立地等事業計画認定申請（新設、工事完了又は設備取得の30日前までに申請）

※事業計画が変更された場合は、高石市企業立地等事業計画変更認定申請書をお願いします。

※生産施設を建設する場合は、工場立地等の手続きが必要となる場合があるので注意

添付書類		チェック
1	定款、商業登記簿	
2	3事業年度分の損益計算書、貸借対照表、営業報告書	
3	土地の地番、面積を確認できる書類（例：登記事項証明書）	
4	土地、家屋、償却資産取得に係る売買契約書、または見積書	
5	家屋の新築、増築に係る請負契約書、または見積書（家屋のみ）	
6	対象事業の用に供する固定資産取得に係る費用、または予定額を確認できる書類	
7	対象事業の用に供する償却資産の明細書（任意様式）	
8	対象事業の用に供する事業所の配置図、平面図その他必要な図面	
9	雇用計画書（任意様式）※参考様式	
10	事業概要が分かる書類（例：パンフレット等）※開始届出書提出時に添付でも可	
11	その他市長が必要と認める書類（）	

※ 1. 3については、最新内容の証明書の写しでも可

### 高石市企業立地等事業認定計画課税免除措置等申請（毎年1月31日までに申請）

添付書類		チェック
1	認定計画及び認定通知書の写し	
2	対象事業の用に供する固定資産（家屋）の明細書（任意様式）※参考様式	
3	対象事業の用に供する償却資産の明細書（地方税法施行規則第26号様式及び別表等。任意の様式可）	
4	対象事業の雇用及び運営状況等の報告（任意様式）※参考様式	
5	その他市長が必要と認める書類（）	

### 高石市企業立地等雇用促進奨励金交付申請

（雇用届出書（※下記①参照）提出日の翌年の当該日から90日以内に申請）

対象となる正社員は、企業立地に伴い当該事業に従事する「新たに雇用した高石市民」及び「配置転換により新たに高石市民となった方」で、事業開始の日の前後90日以内から雇用されている正社員（以下「当該正社員」という。）で、1年以上継続して雇用されている場合が対象となります。

当該正社員を雇用している認定企業等は、1名あたり10万円（1回限り）の雇用奨励金の交付申請をすることができます。

①	当該正社員がいる場合は、事業開始後120日以内に高石市企業立地等雇用促進奨励金対象雇用届出書（以下「雇用届出書」という。）を提出してください。（添付書類なし）  ※届出内容に変更が生じた場合は、高石市企業立地等雇用促進奨励金対象雇用（変更）届出書の提出をお願いします。		
②			